

# 横浜ハイタウン

## 自治会会則

平成24年4月現在

横浜ハイタウン自治会

# 横浜ハイタウン自治会会則

## 第一章 総 則

- 第1条 本会は横浜ハイタウン自治会（以下自治会という）といい、事務所を横浜ハイタウン管理室内に置く。
- 第2条 本会は横浜ハイタウン居住者をもって構成する。
- 第3条 本会は自治会会員（以下会員という）の総意に基づいて、会員の基本的権利と共通の利益を守り、会員相互の親睦、福利厚生、生活環境の改善などをはかることを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

## 第二章 会 員

- 第5条 会員は1戸を一単位とし、その一戸の主たる1名を代表とする。  
※平成23年3月の臨時自治会総会で改正。
- 第6条 会員は次の権利を有する。  
(1) 自治会委員の選挙権及び被選挙権  
(2) 自治会の取得した利益を平等に得る権利  
(3) 自治会の行う事業及び活動に参加する権利  
(4) 自治会のすべての集会に出席し、傍聴及び意見を述べる権利  
(5) 総会における議決権
- 第7条 会員は次の義務を負う。  
(1) 自治会会則を守り、自治会の健全な発展のため、協力する義務  
(2) 会費を納入する義務

## 第三章 運 営 機 関

- 第8条 本会に次の機関を置く。  
(1) 総 会  
(2) 委員会

- (3) 役員会
- (4) その他自治会が必要と認めた部会等

第9条 総会は、自治会の最高議決機関であって、会員により構成され、会員の3分の1以上の出席を必要とする。但し委任状を認める。

第10条 総会は、次の各校の審議、決定、承認を行う。

- (1) 自治会の業務及び会計に関する事項
- (2) 委員の承認
- (3) 役員を選出及び承認
- (4) 会計監査委員の承認
- (5) 自治会会則の改定及び細則の決定
- (6) 委員会が総会へ付議する必要があると認めた事項

第11条 定時総会は年一階開催するものとする。但し、会員の4分の1以上の要求があった時及び委員会が必要と認めた時は、臨時総会を開くことができる。

第12条 総会の決議は本会則に別段の定めがある場合を除き、3分の1以上の会員が出席し、その過半数の賛成をもってする。

第13条 委員会は、自治会の総会に次ぐ議決機関であり、総会で承認された委員で構成される。委員の選出は各階段より1名とする。

第14条 委員会は毎月1回定期的に開催する。

第15条 役員会は自治会の執行機関であり、総会及び委員会の決議事項に従い、次の業務を行う。

- (1) 総会及び委員会に提出する事業計画案、予算案及びその議案の作成
- (2) 事業報告及び決算の作成
- (3) 関係諸官庁、会社、団体との連携及び交渉
- (4) 総会の開催
- (5) その他自治会の運営に必要があると認めた事項

第16条 役員会は、次の役員で構成される。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 2名
- (4) 書記 2名
- (5) その他委員会が必要と認めた専門部長など

第 17 条 役員は原則として委員会で互選し、総会の承認を必要とする。  
但し、委員以外の会員から総会において役員を選出することも出来る。

第 18 条 委員及び役員の任期は 1 年とする。但し、役員の再任は認められるが、任期は 3 年を限度とする。

※平成 23 年 3 月の臨時自治会総会で改正。

第 19 条 役員は次の職務を担当する。

(1) 会長は自治会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長の職務を代行する。

(3) 会計は自治会の経理を担当する。

(4) 書記は総会、委員会及び役員会の議事を記録し、広報等の庶務を統括する。

第 20 条 会計監査委員は、自治会の会計を監査し、その結果を定時総会へ報告する。  
会計監査の定員は 2 名とし、一般会員より選出し、任期を 1 年とする。

#### 第四章 会 計

第 21 条 自治会の経費は会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

第 22 条 自治会の会費は月 200 円とし、会費の納入は 12 ヶ月単位とする。

第 23 条 自治会の会計年度は、毎月 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 24 条 会費の額を決定もしくは改定する時は、総会の承認を必要とする。

第 25 条 自治会の資産は委員会が管理する。

#### 第五章 会 則 の 改 定

第 26 条 自治会会則の改定は、総会出席会員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

第 27 条 会則改定は委員会の発議又は、会員の 5 分の 1 以上の発議により総会で審議する。但し、改定案は総会の通告時もしくはそれ以前に、その内容を会員に通告しておかねばならない。

## 第六章 附 則

- 第28条 自治会会則は昭和50年5月25日から施行する。  
但し、第二章第5条及び第三章第18条に関しては平成23年3月21日  
に行われた自治会総会で改定。
- 第29条 自治会活動、委員会等の運営を行う上で会則にない自由が発生した場合は、自治会の目的にうたわれた趣旨によって、民主、自主、公開を原則をして弾力的に運用するものとする。
- 第30条 全会員は各部会の仕事を分担担当する。
- 第31条 自治会員の師弟で小学生は、自動的に子供会会員となる。
- 第32条 自治会及び各部会主催の行事に参加して負傷もしくは死亡事故が発生した時、主催者は何らその責を負わない。